

平成30年度 多賀城市営住宅 募集要領(応募の手引き)

空き住戸のうち入居可能日までに修繕が完了する住戸について募集を行います。

募集時期は、6月、9月、12月、3月の年4回となります(ただし、空き住戸が無い場合は募集を行いません)。

平成30年度 募集予定表			
募集月	申込受付期間	抽選日	入居可能日
6月	6月1日(金)～6月12日(火)	6月21日(木)	7月31日(火)
9月	9月1日(土)～9月12日(水)	9月21日(金)	10月31日(水)
12月	12月1日(土)～12月12日(水)	12月20日(木)	1月31日(木)
3月	3月1日(金)～3月12日(火)	3月22日(金)	4月30日(火)

<抽選会について>

時間：午後1時30分から

場所：宮城県住宅供給公社
ふるさとビル3階会議室

*抽選会場には、公共の交通機関でご来場ください。

*公開で抽選を行います。抽選会への出席・欠席は、抽選結果の当落には関係しません。

*名簿登録を行うため、抽選方式は連番制とします。

*抽選で落選された方を名簿登録し、仮当選者が辞退した場合に、名簿順に斡旋を行います。

【(例)募集戸数1戸に対し、申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合】

抽選により出玉③が出た場合、仮当選者は③となり、次に④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫の連番順で名簿登録します。

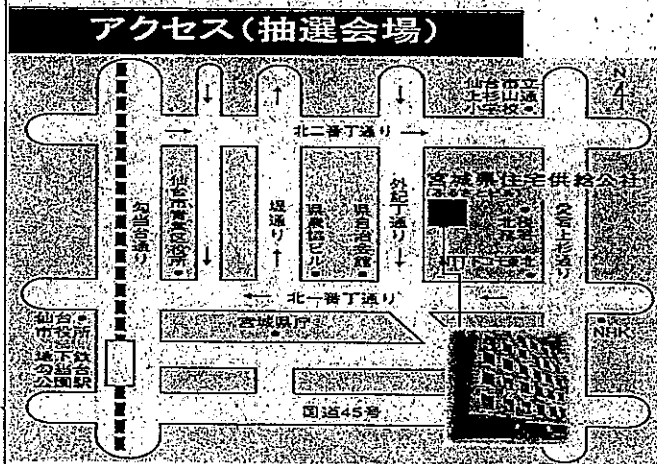
<お問合せ>

宮城県住宅供給公社

住宅管理部 入居管理課 募集班

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
ふるさとビル1階

電話番号：(022)224-0014



募集について

空き住戸（入居可能日までに修繕が完了予定の住戸）についての募集となります（空待ち登録の募集ではありません）。

申込受付後に抽選で仮当選者を決定し、仮当選者の方に資格確認を行います。資格確認の結果資格を有する場合は当選者とし、契約の手続きを経て入居となります。

また、仮当選されなかった方については名簿登録者となり、仮当選者が辞退した場合または募集月の翌々月の1日までに空き（入居可能日までに修繕が完了予定の住戸）が発生した場合に斡旋となります（それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申込み願います）。

募集時期

募集時期は6月、9月、12月、3月の年4回となります（*ただし、空き住戸が無い場合は募集を行いません）。

申込み関係書類は各募集月の1日（1日が土、日、祝祭日の場合は翌営業日）から12日まで、多賀城市役所及び宮城県住宅供給公社窓口にて配布となります。

申込書受付期間及び申込方法

各募集月の1日（1日が土、日、祝祭日の場合は翌営業日）から12日までとなります。なお、申込方法は郵送受付のみとなります（受付期間内の郵便局消印有効）。

申込みする際の注意事項

市営住宅とは、住宅に困窮し、比較的収入の少ない低所得者の方に低廉な家賃で住んでいただくための公的な賃貸住宅です。

このため、民間住宅とは異なり、住所や所得などに申込資格条件があります（申込資格条件参照）。

1 次のような方は申込みできません！

- (1) 持家所有者の方。
- (2) 単身での申込みで単身申込資格に該当しない方。
- (3) 世帯を不自然に分割、又は合併している方。（夫婦の別居の申込等）
- (4) 市営住宅で円満な共同生活ができない方。
- (5) すでに県営住宅若しくは市町営住宅に入居している方。

2 次のような方は申込まれても失格となります！

- (1) 申込（入居）資格要件に欠けているとき。
- (2) 申込書に不正の記載があったとき。
- (3) 入居許可時点で単身になった場合（ただし、単身申込入居資格者を除く）。
- (4) 入居収入基準額が15万8千円（裁量世帯の場合は、21万4千円）を超えるとき。

(5) 申込みは1世帯につき1住宅だけとし、重複申込みはすべて失格となります。

3 入居する全ての方は、入居する際に次の手続きが必要となります。

(1) 下記の資格を有する連帯保証人が1名必要となります。

- ・所得があること。
- ・市町村民税を滞納していないこと。
- ・多賀城市、仙台市、塩竈市、七ヶ浜町、松島町又は利府町に居住していること。

(2) 入居時の家賃の3ヶ月分に相当する敷金と入居月の日割家賃の納入が必要となります。

(3) 単身世帯での入居の場合は身元引受者も必要となります。

4 自家用自動車をお持ちの方へ

(1) 住宅には駐車場がありますが、紅葉山住宅については、全戸分の駐車場を確保しておりません。

なお、使用できる駐車場の区画数は、原則として1世帯につき1台です。

契約駐車場以外の敷地、通路等は全面駐車禁止となっています。2台以上所有している方は、民間駐車場等を自分で確保していただくこととなります。

(2) ロングライフ多賀城を除く市営住宅駐車場の使用料は、現在1ヶ月2,700円です。

(3) ロングライフ多賀城の駐車場については、オーナーとの直接契約となります。

駐車場利用料は1ヶ月あたり4,000円。そのほか契約締結時にのみ敷金として4,000円と手数料4,000円がかかります(変更となる場合がございます)。

5 ロングライフ多賀城に申込みする方へ

ロングライフ多賀城は多賀城市が民間から借り上げた「借上住宅」です。

借上げ期間は、平成22年8月20日から平成42年8月19日となっております。

そのため、借上げ期間の満了時には、住宅の明渡しが生じることとなります。

6 紅葉山住宅に申込みする方へ

紅葉山住宅でテレビを視聴する場合は、宮城ケーブルテレビ(マリネット)への加入が必要です。マリネットの利用料は月額756円です(変更となる場合がございます)。

7 家賃、駐車場使用料の他に共益費が必要となります。

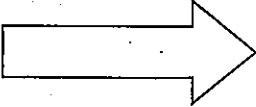
共益費の額は各住宅により異なりますので、入居の際に各住宅の自治会長に確認してください。

8 市営住宅では、犬・猫等のペットの飼育は一切できません。

申込資格条件

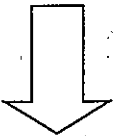
あなたの入居資格を確認してください

- 1 現在、住宅に困っていることが明らかな方(持ち家のない方)
- 2 多賀城市内に住所もしくは勤務先がある方(やむを得ず、これから新たに多賀城市内に住所を必要とする方の場合は、対象になる場合もありますので、お問い合わせください。)
- 3 市町村民税を滞納していない方
- 4 申込者、同居しようとする方が暴力団員でない方



1人で申込み

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ、次の項目に進んでください。



2人以上で
申込み

世帯で(又は婚約で)申込み

- 現在同居中、又は同居予定の親族がいること
(ただし、同居予定者が婚約者の場合は、3ヶ月以内に入籍のうえ同居しなければなりません。)

そのうえで

- 1 身体障害者手帳の交付を受け、1～4級までの障害のある方を含む世帯
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1～3級までの障害のある方を含む世帯
- 3 障害の程度の欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- 4 障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方を含む世帯
- 5 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別症項から第6項まで又は、同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方を含む世帯
- 6 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている人がいる世帯
- 7 海外からの引揚者(引揚後5年未満)の人がいる世帯
- 8 満60歳以上の方で構成された世帯(18歳未満の方を含んでも良い)
- 9 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- 10 小学校就学前の子を含む世帯

あなたの世帯は1～10の条件のいずれかに該当

しない

する

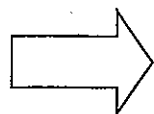


入居収入基準額が	月収15万8千円以下
【一般世帯】	であること

入居収入基準額が	月収21万4千円以下
【裁量世帯】	であること

単身で申込み（2LDK以下の間取りにしか入居できません。）

●下記のいずれかに該当する方で、戸籍上配偶者がいない方が申込みできます。



- 1 満60歳以上の方で配偶者がいない方
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、程度が1～4級までの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する障害のある方
- 4 療育手帳A又は、Bに該当する障害のある方
- 5 障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- 6 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同表別表第1号表の3第1款症の障害のある方
- 7 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
- 8 海外からの引揚者（引揚後5年未満）の方
- 9 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- 10 生活保護法第6条第1項に該当される方
- 11 配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、または、裁判所で保護命令を受けた方で、保護命令がだされてから5年を経過していない方

上記1～11までの条件のいずれかに該当し、入居収入基準額が、

◎ 上記1から9の条件に該当する方 21万4千円以下であること。

◎ 上記10又は11の条件に該当する方 15万8千円以下であること。

以上の条件を満たしている場合には、
単身者として申込することができます。

各種控除の内容及び控除額

(1の遠隔地扶養親族及び2～6の控除については、所得税法の規定に該当されている方となります)

年齢は申込日現在の満年齢

	控除名	控除の内容	控除額
1	親族控除	入居しようとする親族(申込本人を除く)及び遠隔地扶養親族	1人につき 380,000円 ×()人
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者あるいは扶養親族のうち満70歳以上の方	親族控除のほかに 1人につき 100,000円 ×()人
3	特定扶養親族控除	扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)	親族控除のほかに 1人につき 250,000円 ×()人
4	寡婦(夫)控除 <small>※法律婚によらないで母または父となった者で現に法律婚をしていない方も対象になりました。</small>	<p>【寡婦】 次の①または②のいずれかに当てはまる方です。</p> <p>① 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または<u>夫の生死が明らかでない一定の方</u>※1で、扶養親族がいる方または生計を一にする子※2がいる方。</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない方または<u>夫の生死が明らかでない一定の方</u>※1で、合計所得金額が500万円以下の方。</p> <p>【寡夫】 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方または<u>妻の生死が明らかでない一定の方</u>※1で、生計を一にする子※2がいて、合計所得金額が500万円以下である方。</p> <p>※1 夫または妻の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。</p> <p>※2 この場合の子は、年間総所得金額等が38万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。</p>	親族控除のほかに 対象者が申込本人又は同居親族で所得がある場合 270,000円 (所得が270,000円未満の場合はその額)
5	障害者控除	申込本人や同居する親族並びに遠隔地扶養親族のうち精神又は身体に障害がある方がいる場合。特別障害者(身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A)	親族控除のほかに 1人につき 普通障害者 特別障害者 270,000円 ×()人 400,000円 ×()人
控除金額合計			円

収入計算表の控除金額合計へ

収入計算表

入居申込みをする場合の収入計算は、申込本人及び同居者で収入のある方全員の課税所得の合計金額が対象となります。

入居収入基準額の算出方法

課税所得

※収入額ではありません。

本人の所得	円	
同居者の所得	() さんの所得	円
	() さんの所得	円
	() さんの所得	円
年間所得金額合計	円	

所得の計算

・所得の計算方法につきましては、給与所得の方・事業所得の方・年金所得の方それぞれの算出方法記載のページを参照のうえ計算してください。

(各種控除内容及び控除額のページ参照)

【入居収入基準額】

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年間合計所得金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </table>	年間合計所得金額	円			-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">控除金額合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </table>	控除金額合計	円) ÷ 12 =	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">あなたの世帯の月収額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </table>	あなたの世帯の月収額	円		
年間合計所得金額	円															
控除金額合計	円															
あなたの世帯の月収額	円															

		計算後の金額 (単位:円)	家賃ランク
裁 量 世 帯	一 般 世 帯	0 ~ 104,000	A
		104,001 ~ 123,000	B
		123,001 ~ 139,000	C
		139,001 ~ 158,000	D
		158,001 ~ 186,000	E
		186,001 ~ 214,000	F

・一般世帯の場合は月収額158,000円が限度になります。

・E、Fは裁量世帯に該当した世帯のみの基準額です。

給与所得の方

(平成28年12月以前から引き続き勤務されている方)

パート、アルバイト含む

◎勤務先発行の平成29年分源泉徴収票

平成29年分 給与所得の源泉徴収票																			
支 を け る 者	払 受 者	住 所 又 は 居 所	氏名																
			(受給者番号)																
			(フリガナ)																
(役職名)																			
種 別		支払金額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計				源泉徴収税額					
		百万 千 円				百万 千 円				百万 千 円				百万 千 円					
		* *** **																	
控 除 対 象 の 有 無	配 偶 者 特 別 控 除 の 額	扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く)	信託者の数 (本人を除く)				社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額									
			特 定 者 人		其 他 人						特 別 人		其 他 人						
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
(摘要)										配偶者の合計所得		千 円							
										個人年金保険料の金額		千 円							
										旧長期損害保険料の金額		千 円							
未 成 年 者	乙 欄	本人が障害者		寡 婦		専 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職				受給者生年月日				
		特 別	其 他	一 般	特 別						就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平
支 払 者		住 所 (居 所) 又 は 所 在 地																	
		氏 名 又 は 名 称																	

円

(1年間の所得)

収入計算表の課税所得記入欄へ

給与所得の方

(平成29年1月1日以降に現在の職場に就職された方)

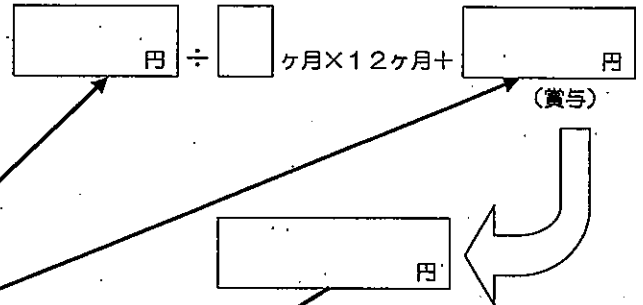
パート、アルバイト含む

◎勤務先発行の給与支払証明書

給与支払証明書					
住所 氏名					
1 採用年月日	平成 年 月 日				
2 配偶者控除 有・無 (いずれかを○でかこむ) その他扶養親族数 人					
3 支給総額					
年月	本俸	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円
*年*月					
計					****
4 賞与					
年月	円	上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日			
年月	円				
合計	*****円	代表者氏名			

通勤手当分は非課税となりますので、除いて下さい

1ヶ月にならないときは、計算に含めません



※次に収入から所得を計算します

【総収入金額から、総所得金額を計算する方法】

年間総収入金額	年間総所得金額
651,000円未満	年間給与所得 = 0円
651,000円以上 ~ 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
1,619,000円以上 ~ 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円
1,620,000円以上 ~ 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円
1,622,000円以上 ~ 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円
1,624,000円以上 ~ 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円
1,628,000円以上 ~ 1,800,000円未満	年間総収入金額を4,000円で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4,000円で掛け戻し、出た金額を右のAに当てはめてください。
1,800,000円以上 ~ 3,600,000円未満	A × 0.6 = 年間給与所得
3,600,000円以上 ~ 6,600,000円未満	A × 0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
6,600,000円以上 ~ 10,000,000円未満	A × 0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得

年間総所得金額
円

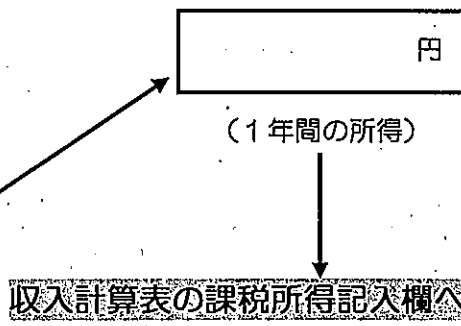
収入計算表の課税所得記入欄へ

事業所得の方

(平成28年12月以前からはじめた方)

◎平成29年分の所得税の確定申告書

所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		⑦ + { ⑧ + ⑨ } × 1/2	⑧	
	合計	⑨	*****	

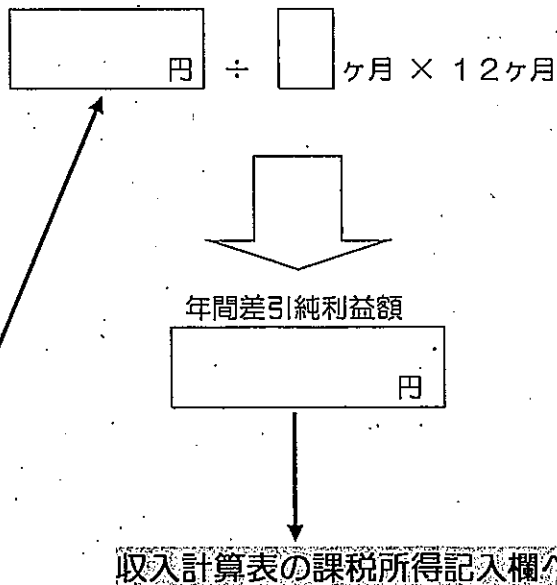


事業所得の方

(平成29年1月以降にはじめた方)

収支明細書 (事業所得者用)					
1	事業及び事業内容				
2	事業所の所在地				
3	事業開始年月日 平成 年 月 日				
(月別収支内訳)					
	収入の部		支出の部		差引純利益 (イ-ロ)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
計					*****

1ヶ月にならないときは、計算に含めません



年金所得の方

◎公的年金等の源泉徴収票

郵便はがき
平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

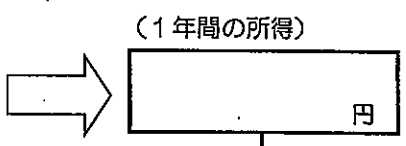
種別	支払金額 平成29年中に 支払った金額	源泉徴収税額
年金	円 ***** (A)	円
申告書の提出		控除対象配偶者の有無等
有	無	有
特別 障害者	その他 障害者	老人控除対 配偶者の有
		有
		無

次の年金は、非課税のため収入として扱いません。

- ①障害の名称のつく次の年金
障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金
- ②遺族の名称のつく次の年金
遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金
- ③母子の名称のつく次の年金
母子年金・準母子年金
- ④その他ほか次のような年金
遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金

この他にも非課税の年金は計算の対象になりません。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額	所得金額になおす計算式
年齢65歳 以上の方	120万円以下	0円とする
	120万円超 330万円未満	(A) - 120円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5,000円
年齢65歳 未満の方	70万円以下	0円とする
	70万円超 130万円未満	(A) - 70円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5,000円

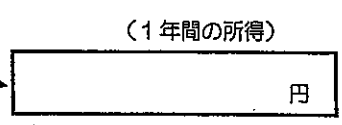


収入計算表の課税所得記入へ

◎市町村発行の平成29年分総所得金額を記載してある証明書

平成30年度 市民税・県民税課税(所得)証明書 (単位: 円)

課税期日の住所	氏名			
給与収入金額	所得控除額の内訳	社会保険料控除	給与所得者の特定支出の適用	
公的年金等収入金額		生命保険料控除	みなし法人課税の適用	
所得金額内訳		配偶者控除額	市民税	算出所得割額
		配偶者特別控除額		税額控除額等
		その他扶養控除額	県民税	均等割等
		基礎控除額		市民税額
		算出所得割額		
		税額控除額等		
		均等割		
		県民税額		
平成29年分合計所得金額	*****	所得控除額合計	平成30年度年税額	



収入計算表の課税所得記入欄へ

1 多賀城市営住宅一覧

住宅名	所在地	竣工年度	構造	型式	部屋数	間取り ※部屋によって若干、異なることもあります。	単身入居 の可否	車椅子 対応	浴室 設備	駐車場の 有無	エレベーター の有無
大代	笠神5丁目20番	昭和53年	中耐 4階建	3DK 55.9㎡	24戸	6畳、6畳、4.5畳、台兼食、浴室、便所			*1	有	
				3LDK 59.3㎡	16戸	6畳、6畳、4.5畳、台兼食、浴室、便所					
高崎	東田中1丁目6番	昭和57年	中耐 4階建	2DK 47.4㎡	2戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	可		*2	有	
				3DK 60.5㎡	14戸	6畳、6畳、6畳、台兼食、浴室、便所					
				3DK 64.6㎡	10戸	6畳、6畳、洋室5畳、台兼食、浴室、便所					
				4DK 72.2㎡	4戸	6畳、6畳、6畳、洋室4.5畳、台兼食、浴室、便所					
				4DK 77.7㎡	2戸	6畳、6畳、6畳、洋室6畳、台兼食、浴室、便所					
紅葉山	中央3丁目22番	昭和63年	中耐 5階建	2DK 47.6㎡	5戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	可		*2	有	
				3DK 60.5㎡	31戸	6畳、6畳、6畳、台兼食、浴室、便所					
				3DK 64.6㎡	19戸	6畳、6畳、洋室5畳、台兼食、浴室、便所					
				4DK 72.2㎡	5戸	6畳、6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所					
浮島	浮島字沢前7番地	平成2年	中耐 3階建	2DK 52.8㎡	4戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	可		*2	有	
				3DK 61.3㎡	12戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所					
				3DK 63.7㎡	8戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所					
大松	笠神3丁目5番1	平成5年	高耐 6階建	2DK 55.5㎡	7戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	可		*2	有	有
				2LDK 65.2㎡	2戸	6畳、洋室、台兼食、浴室、便所 身体障害者向。(車椅子)	可	可			
				2LDK 66.5㎡	6戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	可				
				3DK 66.5㎡	33戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所					
				3LDK 74.7㎡	6戸	6畳、4.5畳、洋室、台兼食、浴室、便所					
留ヶ谷	留ヶ谷1丁目38番2	平成10年	高耐 9階建	4DK 77.3㎡	5戸	6畳、6畳、4.5畳、洋室、台兼食、浴室、便所			*1	有	有
				2DK 57.7㎡	18戸	6畳、洋室、台兼食、浴室、便所	可				
				2LDK 66.3㎡	18戸	6畳、洋室、台兼食、浴室、便所					
				3DK 71.1㎡	18戸	6畳、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所					
ロングライフ 多賀城	高橋4丁目9番5	平成22年	中耐 5階建	2DK 53.8㎡	30戸	洋室、洋室、台兼食、浴室、便所	可		*1	有	有
				2LDK 62.7㎡	10戸	洋室、洋室、台兼食、浴室、便所	可				
桜木	桜木二丁目4番	平成26年	中耐 4~5 階建	1LDK 55.1㎡	4戸	洋室、台兼食、浴室、便所	可	可	*1	有	有
				1LDK 56.0㎡	21戸	洋室、台兼食、浴室、便所	可				
			高耐 6階建	2DK 56.0㎡	77戸	和室、洋室、台兼食、浴室、便所	可				
				3DK 67.2㎡	49戸	和室、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所					
新田	1-2号 新田字西後8番地の1 3号 新田字西後8番地の7	平成27年	中耐 3階建	3LDK 73.0㎡	9戸	和室、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所			*1	有	有
				1LDK 56.0㎡	6戸	洋室、台兼食、浴室、便所	可				
				2DK 56.0㎡	25戸	和室、洋室、台兼食、浴室、便所	可				
				3DK 67.2㎡	14戸	和室、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所					
鶴ヶ谷	鶴ヶ谷三丁目10番	平成27年	中耐 4階建 高耐 6~8 階建	3LDK 73.0㎡	3戸	和室、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所			*1	有	有
				1LDK 55.1㎡	1戸	洋室、台兼食、浴室、便所	可	可			
				1LDK 56.0㎡	27戸	洋室、台兼食、浴室、便所	可				
				2DK 56.0㎡	156戸	和室、洋室、台兼食、浴室、便所	可				
宮内	1号 宮内一丁目2番57号 2号 宮内一丁目2番58号	平成28年	高耐 6階建	3DK 67.2㎡	80戸	和室、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所			*1	有	有
				3LDK 73.0㎡	10戸	和室、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所					
				1LDK 56.1㎡	10戸	洋室、台兼食、浴室、便所	可				
				2DK 56.1㎡	40戸	和室、洋室、台兼食、浴室、便所	可				

*1 浴槽・風呂釜又は給湯器を多賀城市で設置済み。
 *2 浴槽・風呂釜又は給湯器を多賀城市で設置済み(給湯は浴室のみ)。
 *3 所在地については、市営住宅の位置図を参照ください。

多賀城市

